



市章

大和高田市公報



市の木：さざんか

目 次

条例

- 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例（人事課）…………… 3

訓令

- 大和高田市公営住宅長寿命化計画策定委員会設置要綱（営繕住宅課）…………… 3
- 大和高田市高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画策定業務委託事業者
選定プロポーザル審査委員会設置要綱（介護保険課）…………… 4

告示

- 認可地縁団体の変更の届出（自治振興課）…………… 5
- 放置自転車等の移動、保管（生活安全課）…………… 6
- 令和元年度大和高田市一般会計補正予算の要領の公表（財政課）…………… 7
- 公示送達（収納対策室）…………… 8
- 公示送達（ 〃 ）…………… 9
- 引取りのない自転車等の処分（生活安全課）…………… 9
- 自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部を改正する告示（児童福祉課）…………… 9
- 高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部を改正する告示（ 〃 ）…………… 10
- 指定代理納付者の指定（企画広報課）…………… 10

公告

- 農用地利用集積計画の縦覧（産業振興課）…………… 10
- 市場浄化槽敷地歩道拡幅工事に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室）…………… 11
- 大和高田市高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画策定業務委託事業者
の候補者選定を公募型プロポーザル方式で行う公告（介護保険課）…………… 13

教育委員会

- 教育委員会1月定例委員会の招集（教育総務課）…………… 14
- 教育委員会2月定例委員会の招集（ 〃 ）…………… 14

選挙管理委員会

- 選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）…………… 15

農業委員会

- 農業委員会1月定例委員会の招集（農業委員会）…………… 15
- 農業委員会2月定例委員会の招集（ 〃 ）…………… 16

公営企業

- 大和高田市公共下水道の供用及び処理の開始（下水道課）…………… 16
- 高6枝旭南町・旭北町地内管渠工事（57）・給配水管移設工事（G57）（水道
工務課）…………… 17

公布された条例のあらまし

◇特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例

1 理由

大和高田市立高田西中学校大規模改造工事に係る追加工事を、地方自治法第232条の3に反した手続により行ったことに対する管理監督責任を取るべく、減額中の特別職の常勤の職員の給料について、さらなる減額措置を講じるものです。

2 内容

令和2年2月分の特別職の常勤の職員の給料月額率の減額率について、現行の100分の15に100分の10を上乗せし、100分の25とします。

3 施行期日

公布の日

条 例

条例第1号

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年1月15日

大和高田市長 堀内 大造

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和34年条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 1 1 令和2年2月1日から同月29日までの間、特別職の常勤の職員の給料月額、附則第3項の8の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から別表に規定する給与月額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、第6条及び第6条の2第2項の規定を適用する場合における給料月額は、別表の額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

訓 令

訓令第1号

大和高田市公営住宅長寿命化計画策定委員会設置要綱を次のように定める。

令和2年1月10日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市公営住宅長寿命化計画策定委員会設置要綱

（設置）

第1条 公営住宅等の予防保全的な維持管理を計画的に実施し、ストックを長期にわたって有効に活用するための中長期的な長寿命化に向けての整備方針及び事業計画である大和高田市公営住宅長寿命化計画（以下「整備方針等」という。）を見直し、新たな整備方針等を策定するため、大和高田市公営住宅長寿命化計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び検討を行う。

- （1） 整備方針等の見直し及び策定に関する事項
- （2） 前号に掲げるもののほか、整備方針等の見直し及び策定のために市長が必要と認める事項

（組織）

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員10人以内をもって組織する。

- 2 委員長は、副市長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 委員は、次に掲げる者とする。

- （1） 改革推進局理事
- （2） 企画政策部長
- （3） 財務部長
- （4） 市民部長
- （5） 福祉部長
- （6） 環境建設部長
- （7） 財政課長

- (8) 前各号に定める者のほか、市長が必要と認める者
(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を徴し、又は必要な資料の提出を求めることができる。
5 会議は、非公開とする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、環境建設部宮繕住宅課において処理する。

(委任)

第7条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、告示の日から施行する。

訓令第2号

大和高田市高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画策定業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱を次のように定める。

令和2年1月24日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画策定業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 大和高田市高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画策定業務委託に係る受託候補者の選定をプロポーザル方式により厳正かつ公平に行うため、大和高田市高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画策定業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 実施要領及び仕様書の審議及び策定に関する事項
- (2) 審査基準及び審査方法に関する事項
- (3) 提案書、ヒアリング等の内容の総合評価に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、受託候補者の選定に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員7人以内をもって組織する。

- 2 委員長は、保健部長をもってこれに充てる。
- 3 副委員長は、企画政策部長をもってこれに充てる。
- 4 委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 福祉部長

- (2) 健康増進課長
- (3) 介護保険課長
- (4) 保険医療課長
- (5) 地域包括支援課長

5 前項の委員のほか、委員長が必要と認めるときは、同項各号に掲げる委員以外の者を委員とすることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、会議のため必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を徴し、又は必要な資料の提出を求めることができる。

5 会議は、非公開とする。

(中立の保持)

第6条 委員長、副委員長及び委員は、プロポーザルに参加している特定の事業者に対し、利益又は不利益を与える行為をしてはならない。

(守秘義務)

第7条 委員長、副委員長及び委員並びに第5条第4項の規定による出席者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健部介護保険課において処理する。

(委任)

第9条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、告示の日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、令和3年3月31日に限り、その効力を失う。

告 示

告示第122号

平成6年1月1日付けで認可した大和高田市南陽町自治会について、地方自治(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

令和元年12月27日

大和高田市長 堀内 大造

変更があった事項及びその内容

大和高田市南陽町自治会

(1) 代表者の氏名

変更前	変更後
越智 貞雄	斎藤 正弘

(2) 代表者の住所

変更前	変更後
大和高田市南陽町1番48号	大和高田市南陽町7番21号

告示第2号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第9条及び第9条の2第2項の規定により放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

令和2年1月7日

大和高田市長 堀内 大造

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内及び放置禁止区域外の公共の場所に放置されていたため

2 移動年月日、移動対象区域、移動自転車等の数量

(1) 放置禁止区域

移動年月日	近鉄大和高田駅・JR高田駅周辺		近鉄高田市駅周辺		近鉄松塚駅周辺		近鉄浮孔駅周辺		近鉄築山駅周辺	
	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車
令和元年12月3日	1									
令和元年12月5日			1							
令和元年12月11日									1	

(2) 放置禁止区域外の公共の場所

移動年月日	地区	自転車	原動機付自転車
令和元年12月17日	大和高田市大字秋吉地内	1	
令和元年12月25日	大和高田市大字曾大根地内	1	

3 保管場所

大和高田市曾大根1丁目高田バイパス高架下

大和高田市高架下自転車保管所

4 引取期間

告示日から60日間。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

5 引取時間

午前9時から正午までと午後1時から午後4時まで

6 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証、運転免許証、保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 2,000円

イ 保管費 移動日から14日以内は無料。ただし、無料期間を経過した日以降は、大和高田市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる市の休日を除き、1日当たり50円を

徴収する。総額は、1,000円を限度とする。

7 連絡先

大和高田市役所 生活安全課 電話0745-22-1101代表

告示第3号

令和2年1月議会において成立した次の予算の要領を地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により公表します。

令和2年1月8日

大和高田市長 堀内 大造

1 令和元年度大和高田市一般会計補正予算（第7号）

令和元年度大和高田市一般会計補正予算（第7号）

令和元年度大和高田市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17,345千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27,128,520千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
10. 地方交付税		7,350,653	4,145	7,354,798
	1. 地方交付税	7,350,653	4,145	7,354,798
21. 市債		2,865,800	13,200	2,879,000
	1. 市債	2,865,800	13,200	2,879,000
補正されなかった科目に係る額		16,894,722	0	16,894,722
歳入合計		27,111,175	17,345	27,128,520

（歳出）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		4,399,761	△184	4,399,577

	1. 総務管理費	3,808,968	△184	3,808,784
10. 教育費		2,732,132	17,529	2,749,661
	1. 教育総務費	486,298	△71	486,227
	3. 中学校費	380,365	17,600	397,965
補正されなかった科目に係る額		19,979,282	0	19,979,282
歳 出 合 計		27,111,175	17,345	27,128,520

第2表 地方債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
中学校大規模改造事業	千円 101,100	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 3.0 以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えることができる。	千円 114,300	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 3.0 以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えることができる。

告示第6号

差押調書、差押解除通知書を郵便により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和2年1月17日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 この通知の発送年月日
省略（市役所前掲示場掲示済み）
- 2 送達を受けるべき者

省略(市役所前掲示場掲示済み)

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第7号

令和元年度国民健康保険税第4期、第5期、過新分の督促状を郵便により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和2年1月17日

大和高田市長 堀内 大造

1 この通知の発送年月日

令和元年度国民健康保険税第4期 令和元年11月25日

令和元年度国民健康保険税第5期 令和元年12月24日

令和元年度国民健康保険税過新分 令和元年12月24日

2 送達を受けるべき者

省略(市役所前掲示場掲示済み)

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第8号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例(平成5年条例第19号)第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則(平成5年規則第33号)第5条の規定により告示します。

令和2年1月20日

大和高田市長 堀内 大造

1. 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため

2. 処分対象自転車等の保管場所

大和高田市曾大根1丁目高田バイパス高架下

大和高田市高架下自転車保管所

3. 処分年月日

令和2年4月1日

4. 処分対象自転車等の移動年月日

令和元年10月1日から令和元年10月31日までの間

告示第9号

大和高田市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年1月22日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部を改正する告示

大和高田市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱(平成16年告示第36号)の一部を次のように改正する。

第5条及び第7条中「老人控除対象配偶者」を「70歳以上の同一生計配偶者」に改める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、改正後の大和高田市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の規定は、令和元年7月1日から適用する。

告示第10号

大和高田市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年1月22日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部を改正する告示

大和高田市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱(平成16年告示第37号)の一部を次のように改正する。

第5条の2第3項中「母子・父子自立支援員」を「市長」に改める。

第6条第3項第2号中「又は」の次に「申請者の」を加え、「額等」を「額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数」に改め、「(昭和40年法律第33号)」を削り、同条第4項第3号中「又は」の次に「申請者の」を加え、「額等」を「額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数」に改める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、改正後の大和高田市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の規定は、令和元年7月1日から適用する。

告示第11号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第6項に規定する指定代理納付者を指定したので、大和高田市会計規則(平成11年規則第59号)第13条第2項の規定により告示する。

令和2年1月31日

大和高田市長 堀内 大造

1 指定代理納付者の名称及び所在地

名称	所在地
GMOペイメントゲートウェイ株式会社	東京都渋谷区道玄坂1-14-6
南都ディーシーカード株式会社	奈良県生駒市東生駒一丁目61番地7
三菱UFJニコス株式会社	東京都文京区本郷3丁目33番5号

2 指定代理納付者に代理納付させる歳入の種類

ふるさと大和高田応援寄附金(インターネットを利用して納付するものに限る。)

3 指定代理納付者に歳入を代理納付させる期間

令和2年2月1日から令和2年3月31日まで

公 告

公告第1号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、その関係書類を本市市民部産業振興課に備え置いて縦覧に供する。

令和2年1月15日

大和高田市長 堀内 大造

公告第2号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和2年1月23日

大和高田市長 堀内 大造

1 工事名	市場浄化槽敷地歩道拡幅工事
2 工事場所	大和高田市 市場 地内
3 工事期間	契約締結日から令和2年3月31日（火）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。</p> <p>(2) 大和高田市格付け等級がD又はE級の者であること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（落札した時点から竣工検査に合格するまで）の者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5（7）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによる</p>

	<p>ものは受け付けません。(申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。)</p> <p>(4) 受付期間 令和2年1月24日(金)から令和2年1月30日(木)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書(仕様書)の閲覧等</p>	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 令和2年1月24日(金)から令和2年2月4日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答</p>	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 令和2年2月6日(木)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和2年2月7日(金)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
<p>10 入札書の提出方法</p>	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和2年2月12日(水)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留</p>

	<p>大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法</p> <p>不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
1 1 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。</p>
1 2 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
1 3 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和2年2月13日（木）午前11時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。</p>
1 4 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなった者のした入札</p>
1 5 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
1 6 契約保証金	<p>大和高田市契約規則第30条の規定に基づき徴収するものとします。</p>
1 7 最低制限比較価格	<p>¥1,200,000-（消費税等抜き）</p>
1 8 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>
1 9 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

公告第3号

大和高田市高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画策定業務の委託事業者の候補者選定を公募型プロポーザル方式で行いますので公告します。

令和2年1月30日

大和高田市長 堀内 大造

1 業務概要

(1) 業務名

大和高田市高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画策定業務

(2) 業務内容

別紙「大和高田市高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画策定業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和3年3月31日まで

(4) 上限額

¥3,800,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

2 参加資格

別紙「大和高田市高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画策定業務委託公募型プロポーザル実施要領」のとおり

3 書類の提出期限等

参加申込書提出期限 令和2年1月31日(金)から2月12日(水)まで

企画提案書等提出期限 令和2年2月21日(金)まで

受付時間は、土曜・日曜・祝日を除く午前8時30分から午後5時まで

事前に来庁時間を電話で予約のうえ、提出書類を持参してください。

4 その他

別紙「大和高田市高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画策定業務委託公募型プロポーザル実施要領」等による。

5 担当課

〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中100番地1

大和高田市役所 保健部 介護保険課

電話 0745-22-1101

メールアドレス kaigo@city.yamatotakada.nara.jp

教育委員会

教育委員会告示第1号

大和高田市教育委員会1月定例委員会を次のとおり招集する。

令和2年1月15日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

1 日時

令和2年1月24日(金) 午前9時30分

2 場所

市役所4階 委員会室

3 議案

第1号 教育ICT環境整備事業についての進捗状況報告

第2号 後援願いについて

第3号 その他

教育委員会告示第2号

大和高田市教育委員会2月定例委員会を次のとおり招集する。

令和2年2月5日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

1 日時

令和2年2月12日（水）午後1時00分

2 場所

中央公民館1階 視聴覚室

3 議案

第1号 教育ICT環境整備事業についての進捗状況報告

第2号 大和高田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての市長への意見申出について

第3号 大和高田市就学援助費事務取扱要綱の一部を改正する告示（案）について

第4号 後援願いについて

第5号 その他

選挙管理委員会

選挙管理委員会告示第1号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和2年1月10日

大和高田市選挙管理委員会委員長 酒本 繁雄

1 日時

令和2年1月17日（金） 午前10時00分

2 場所

大和高田市大字大中100番地1

大和高田市役所 4階 会議室

3 議案

第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について

第2号 その他

農業委員会

農業委員会告示第12号

大和高田市農業委員会1月定例委員会を次のとおり招集する。

令和元年12月26日

大和高田市農業委員会会長 今村 平治郎

1 日時

令和2年1月10日（金曜日）午後3時

2 場所

大和高田市役所 3階 東会議室

3 議案

議第1号 農地法第3条第1項について申請の件

議第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について

議第3号 その他

農業委員会告示第1号

大和高田市農業委員会2月定例委員会を次のとおり招集する。

令和2年1月28日

大和高田市農業委員会会長 今村 平治郎

1 日時

令和2年2月7日(金) 午後3時

2 場所

大和高田市役所 3階 東会議室

3 議案

第1号 農地法第4条規定による申請の件

第2号 農地法第18条第6項について通知の件

第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画
について

第4号 その他

公営企業
上下水道事業告示第16号

大和高田市公共下水道の供用及び処理を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定により下記のとおり告示する。

その関連図面は、令和元年12月25日から2週間、上下水道部下水道課に備え置いて縦覧に供する。

令和元年12月25日

(大和高田市上下水道事業管理者)

大和高田市長 堀内 大造

1 供用及び処理を開始する年月日

令和2年1月8日

2 供用及び処理を開始する区域

高田川第3-1処理分区 市場

高田川第4処理分区 大中・市場・磯野北町

高田川第5処理分区 北片塩町・春日町1丁目・磯野新町・西三倉堂1丁目
東中2丁目

高田川第6処理分区 旭南町・東三倉堂町・中今里町・南今里町・蔵之宮町
甘田町・南陽町・曾大根2丁目

高田川第7処理分区 神楽・築山・池尻・大谷・有井

葛城第5処理分区 出

3 供用を開始する排水施設の区域

大和高田市全図参照(1:10,000) 上下水道部下水道課にて縦覧

4 供用を開始する排水施設の分流式又は合流式の別

分流式

5 終末処理場

奈良県北葛城郡広陵町大字萱野460 奈良県第2浄化センター

上下水道事業公告第1号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

令和2年1月30日

(大和高田市上下水道事業管理者)

大和高田市長 堀内 大造

1 工事名	高6枝旭南町・旭北町地内管渠工事(57)・給配水管移設工事(G57)
2 工事場所	大和高田市 旭南町・旭北町 地内
3 工事期間	契約締結日から令和2年8月31日(月)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。</p> <p>(2) 令和元年度大和高田市格付け等級がC級の者であること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査に合格するまで)の者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p>

	<p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。(申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。)</p> <p>(4) 受付期間 令和2年1月31日(金)から令和2年2月6日(木)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎3階 上下水道部下水道課</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 令和2年2月7日(金)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書(仕様書)の閲覧等</p>	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 令和2年1月31日(金)から令和2年2月7日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎3階 上下水道部下水道課</p>
<p>9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答</p>	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 令和2年2月20日(木)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市上下水道事業庁舎 上下水道部下水道課 FAX 0745-52-1295</p> <p>(3) 回答期限 令和2年2月21日(金)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
<p>10 入札書の提出方法</p>	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和2年2月26日(水)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留</p>

	<p>大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法</p> <p>不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
1 1 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
1 2 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
1 3 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和2年2月27日（木）午前9時20分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。</p>
1 4 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
1 5 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
1 6 契約保証金	<p>免除します。</p>
1 7 最低制限比較価格	<p>¥11,420,000－（消費税等抜き）</p>
1 8 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>
1 9 部分払	<p>大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。</p>
2 0 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>